

第 4 9 号議案

豊川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

豊川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 2 4 年豊川市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(歩道等及び自転車歩行者専用道路等)</p> <p>第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、<u>自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。</u>）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、豊川市道路構造の技術的基準を定める条例第 41 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>5 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、豊川市道路構造の技術的基準を定める条例第 42 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>6 <u>歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u></p> <p>____（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。</p> <p>(歩道等_____)</p> <p>第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける道路_____を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>歩道又は_____自転車歩行者道（以下「歩</u></p>

道等」という。)又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

7 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

8 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な歩道等又は自転車歩行者専用道路等の構造に関する基準については、規則で定める。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第7条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、規則で定める視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

道等」という。) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の有効幅員は、当該歩道等 \_\_\_\_\_ の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

5 歩道等 \_\_\_\_\_ の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

6 歩道等 \_\_\_\_\_ の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な歩道等 \_\_\_\_\_ の構造に関する基準については、規則で定める。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第7条 歩道等 \_\_\_\_\_、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、規則で定める視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。